

＼日高村生活応援券取扱事業所を募集します！！／

日高村生活応援券取扱事業所募集要項

日高村では昨今の物価高騰に対する家計支援を行うとともに、村内の消費拡大によって地域経済を活性化させることを目的として、村内事業所で利用できる「日高村生活応援券 17,000 円分（以下、応援券）」を令和7年12月31日を基準とし、住民基本台帳に登録されている村民（ただし、令和8年2月28日までに死亡した者を除く）に送付することとしました。

【利用期間：令和8年4月1日から令和8年9月30日】

応援券の取扱事業所を下記の概要のとおり募集いたします。「日高村生活応援券取扱事業所登録申請書」にてご登録いただき、事業の活性化にお役立ていただけますようお願い申し上げます。

なお、取扱事業所の登録・換金手数料の負担はありません。

取 扱 事 業 所 募 集 概 要

申請期限 令和8年2月24日（火）必着

※以降も募集しますが、配布する取扱事業所一覧表に事業所名が掲載されない場合があります。

業 種

日高村内で営業している事業所に限ります。（特別な理由がある場合はこの限りでない。）

「日高村生活応援券取扱要領（別紙参照）」の取扱範囲外の事業所につきましては登録できませんので予めご了承ください。（医療保険や介護保険等の一部負担金が発生する商品のみを取扱う事業所・業務内容が公序良俗に反する営業を行っている事業所等）

※日高村商工会の会員、非会員は問いません。

取扱事業所登録の申請方法 ※日高村役場産業環境課で受付します。

「日高村生活応援券取扱事業所登録申請書」にご記入の上、持参、郵送又はFAXにてご申請ください。申請のあった事業所は日高村の審査を経て取扱事業所として承認・登録します。

1. 直接申請：日高村役場産業環境課へご持参ください。

（土・日・祝日を除く、午前9時～午後5時）

2. 郵送申請：日高村役場産業環境課 生活応援券担当行

〒781-2194 高岡郡日高村本郷61-1

3. FAX 申請：日高村役場産業環境課 FAX：0889-24-4793

※到着確認の電話をお願いします。 TEL：0889-24-4647

応援券の流れ（販売から換金まで）

登録されますと産業環境課より必要書類等①②を送付させていただきます。

1. 「①ポスター」の掲示：利用できる事業所であることがわかるよう目立つ所に貼ってください。

2. 応援券を利用されるお客様が来店されたら

（1）一枚 1,000 円ですので、同額の商品と引き換えて下さい。

（2）釣り銭は出さないようにお願いします。

3. 応援券の換金

（1）応援券と「②換金請求書」を日高村役場産業環境課までご持参ください。

（2）換金は、令和8年4月1日～令和8年10月30日の期間に受付いたします。

※生活応援券発行事業の消費喚起・誘発効果を測定する為にアンケート調査等を行う場合がございますので、その際はご協力ください。

（注意事項）

詳しくは、「日高村生活応援券取扱要領」をご覧ください。

【お問い合わせ】日高村役場産業環境課 生活応援券担当 氏原又は鎮西

TEL（0889）24-4647